

平成26年度公社等経営評価シート

公益財団法人青森県暴力追放県民センター

1 法人の概要

26.7.1 現在

法人名	公益財団法人青森県暴力追放県民センター	所管部課名	警察本部刑事部組織犯罪対策課
代表者職氏名	理事長 井畑 明男	設立年月日	平成4年4月23日
住所 (電話番号) (FAX番号)	〒 030-0801 青森市新町二丁目2-7 青銀新町ビル4階 017-723-6250 017-723-8931	ホームページ アドレス	http://www7.ocn.ne.jp/~botui-ao/
		E-mail アドレス	botui-ao@minos.ocn.ne.jp

資本金・基本金等

	うち県の出資等額		県の出資等比率
資本金・基本金等	715,000 千円	581,050 千円	81.3 %

主な出資者等の構成（出資等比率順位順）

氏名・名称	金額（千円）	出資等比率（%）	氏名・名称	金額（千円）	出資等比率（%）
1 青森県	581,050	81.3	6		
2 青森競輪場	20,000	2.8	7		
3 青森市	19,287	2.7	8		
4 八戸市	16,049	2.2	9		
5 弘前市	11,657	1.6	10		

設立の目的・事業の目的

県民の暴力団追放意識と暴力団追放運動の高揚を図るとともに、暴力団の存在を許さない社会基盤を確立するための事業を行い、もって暴力のない安全で住みよい青森県づくりに寄与することを目的として、平成4年4月23日に暴力団対策法に基づく暴力追放運動推進センターとして指定を受け設立されたものである。

事業概要

(単位：千円、%)

主要事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	内容
事業1 相談、助言事業	10,650	10,936	10,629	暴力団に関する相談活動、少年への暴力団の影響を排除するための相談及び支援活動、暴力団員等の組織離脱活動の推進、研修会への講師の派遣
	全体事業に占める割合	39.87	41.12	
事業2 広報啓発事業	6,831	6,177	5,262	暴力団排除気運の醸成、暴力団追放県民大会の開催、暴力追放作品コンクールの実施
	全体事業に占める割合	25.57	23.22	
事業3 不当要求防止責任者講習事業	1,770	1,820	1,750	暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者講習の実施
	全体事業に占める割合	6.63	6.84	
その他の事業	899	610	692	暴力追放連絡員、少年指導委員等に対する研修、暴力団に関する調査資料収集
	全体事業に占める割合	3.37	2.29	
全体事業（正味財産増減計算書：経常費用）	26,711	26,598	25,291	

2 経営理念・経営目標

経営理念

当センターは、県民の暴力団追放意識と暴力団追放運動の高揚、暴力団の存在を許さない社会基盤の確立等により、暴力のない安全で住みよい社会づくりに寄与することを目的に、平成4年3月に施行された暴力団対策法に基づいて、県公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定された公益財団法人である。この目的を達成するため同法及び青森県暴力追放県民センター定款に基づき、暴力団追放の各種事業を効率的かつ効果的に推進している。そのために財政基盤の確立が必要であるが、最近の超低金利のため、基本財産運用による利息収入だけでは事業資金確保が困難であることから、県民の理解と賛同を得て賛助会員の拡充を推進し、安定して事業を行えるよう事業資金の確保に努める。

経営目標

1 効果的な広報活動

新聞、ラジオ等各種広報媒体を活用した広報を効果的に実施する。また、暴力団の資金獲得活動が多様化、巧妙化していることから、新たなポスターを作成、掲示して広報するほか、不当要求防止責任者講習の受講者拡大に努めるとともに、暴力団の被害に遭わないための相談業務も効果的に進める。

2 安定した事業資金の確保

基本財産を県債、地方債、国債購入で運用しているが、不足分を賛助会員の会費に頼らざるを得ないため、引き続き賛助会員の新規加入の促進に努める。

3 代表者から県民の皆さまへ

暴力団は、年々減少傾向にあるものの県内において今なお約360人を把握しております。大手金融機関による融資問題等が大きく報道され、企業の暴力団排除対策の強化が求められるなど、暴力団排除の気運がかつてないほどの高まりを見せております。暴力団は、生き残りをかけ、表社会に溶け込み資金源を獲得しております。その一方で、襲撃事件を敢行するなど、依然として社会経済に大きな不安と脅威を与えております。このような中、改正暴力団対策法により、当センターが暴力団事務所使用差止請求を行うことができるよう制度が導入され、平成25年10月24日に国家公安委員会から同制度を運用できる適格センターとしての認定を受けたところであり、県民の皆様には、この制度を大いに活用していただきたいと思っております。当センターは、「暴力団の存在を許さない安全で安心な青森県」を基本理念として県民の「駆け込み寺」として、暴排活動を積極かつ効果的に推進していく所存です。

4 組織の状況

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		前年度増減	増減理由
	県派遣	県OB	県派遣	県OB	県派遣	県OB		
役員	常勤役員	1	1	1	1	1	1	
	非常勤役員	9	1	9	1	9	1	
	計	10	2	10	2	10	2	
職員	常勤職員	3	2	3	2	3	2	
	非常勤職員							
	臨時職員							
	計	3	2	3	2	3	2	
常勤職員の年代別構成	20代	30代	40代	50代	60代～	平均年齢	プロパー職員勤続年数	
	0	0	1	0	2	55.3	20年	
役員平均年収（千円）	—		職員平均年収（千円）		2,493			

5 財務の状況

(単位:千円、%)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	財務分析指標	算出方法	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
収益等状況	経常収益	25,985	27,423	27,120	正味財産比率	正味財産/資産計	99.26	99.37	99.32	
	経常費用	26,711	26,598	25,291	経常比率	経常収益/経常費用	97.28	103.10	107.23	
	経常増減額	▲ 726	825	1,829	総資産当期経常増減率	当期経常増減額/資産計	▲ 0.10	0.11	0.25	
	経常外増減額	0	0	0	県財政関与率	左のア～キの計/経常収益	6.81	6.64	6.45	
	当期一般正味財産増減額	▲ 726	825	1,829	補助金収入率	補助金収入/経常収益	0.00	0.00	0.00	
	一般正味財産期末残高	15,876	16,701	18,530	受託等収入率	受託等収入/経常収益	6.81	6.64	6.45	
	借入金残高	0	0	0	効率性	管理費比率	管理費/経常費用	24.56	26.52	27.51
借入金残高	0	0	0	人件費比率		人件費/経常費用	39.96	40.20	42.28	
県費等受入状況	補助金※ア				財務健全性	流動比率	流動資産/流動負債	395.16	1336.56	715.28
	事業費					借入金比率	借入金残高/資産計	0.00	0.00	0.00
	運営費(人件費含む)				財務の状況についての法人の分析【法人コメント】					
	受託事業収入※イ	1,770	1,820	1,750	基本財産の運用収入に加え、賛助会員からの賛助金収入により事業資金を確保してきたが、県内でなかなか景気が好転している状況が見られず、容易に賛助会員の獲得ができないほか、賛助会員の退会や賛助金の未納も増加傾向にあり、事業資金確保に苦労している。また、改正暴力団対策法の施行により、新たに「暴力団事務所使用差止請求業務」を実施することとなり、当センターにおいて、住民に代わって暴力団事務所使用差止請求訴訟を提起し、訴訟費用を負担することになるため、経費の増加が見込まれることから、引き続き計画的に賛助会員の加入促進を図り事業資金確保に努める。					
	負担金 ※ウ									
	交付金 ※エ									
	貸付金 ※オ									
	無利子借入金による利息軽減額※カ									
	減免額(土地・施設等使用料等)※キ									
	債務保証残高									
損失補償残高										

※上記については、長期プライムレートによる試算額

6 点検評価結果への対応状況

これまでの点検評価結果	対応状況【法人記入】	左に係る県所管課の意見・評価【県所管課記入】
1 賛助会員の加入促進	不当要求防止責任者講習や各地域・職域暴排団体の研修会等、あらゆる機会を捉えて賛助会員の加入促進に努め、平成25年度中、新規に10団体・個人の賛助会員を獲得したが、長引く景気低迷等の影響もあり、平成25年度中12団体・個人の退会があったため、平成25年度末の賛助会員数は前年度と比較して2団体・個人の減少であった。	経費削減や厳しい社会情勢の中で賛助会員の獲得に努力しているが、引き続き賛助会員の加入促進に努める必要がある。
2 資産運用方針等の明確化	これまでの資産運用規程では、運用対象等の種類、対象の定義や運用に係る決定方法が等明確でなかったことから、必要事項を定め資産運用規程の一部改正を行った。	これまで、資産運用方針等が明確でなかったが、広く他県暴追センターの規程等を調査して資産運用規程の一部改正を行ったことから、より良い改正を行うことができたものと評価できる。引き続き改正した資産運用規程に基づき確実な運用に努めてもらいたい。

7 評点集計（経営評価指標）

評価項目	対象指標 評点数	法人評価	
		評点数	得点率
目的適合性	16	16	100.00
計画性	18	17	94.44
組織運営の健全性	40	29	72.50
経営の効率性	26	12	46.15
財務状況の健全性	19	18	94.74
合計	119	92	77.31

《評価項目：評価の視点》
「公社等」として、現時点において、当初の設立目的あるいは公共的・公益的目的に適合した事業を行っているか再確認が必要である。 ○法人が現在行っている事業と設立当初の目的等が適合しているか。 ○社会経済情勢等の変化に対応するため事業の検証・見直しが行われているか。
効率的な法人運営及び健全な経営を維持していくためには、経営資源、外部環境を把握し、計画的に運営していく必要がある。 ○自主的・自律的な法人運営を行うための中期的なビジョン（計画）を有しているか。 ○計画の達成状況等を検証し、適切・迅速に経営改善等が図られる仕組み（PDCAサイクル）となっているか。
法人の出資金等に県の公金が含まれていること等から、より効果的・効率的な組織・財務等における内部管理体制等の確立が求められる。 ○自律した事業主体として内部統制等が確立されているか。 ○持続可能な事業運営のために人材育成等が図られているか。
持続的・安定的に法人の運営を行うためには、経営環境の変化等に対応しつつ、不断の経営の効率化に努めていく必要がある。 ○経費の節減、収入確保等が図られているか。 ○人的・物的な経営資源が有効活用されているか。
持続的・安定的な法人の運営を行うためには、経営基盤を強化し、財務面での健全性を確保していく必要がある。 ○自主財源が確保され、安定的に収益が確保される健全な財務体質であるか。 ○借入金の規模が適正な水準であり、かつ、適正に返済されているか。

評価項目	法人の自己評価（経営概況、経営上の課題・対策等）	県所管課の評価	
		評価	意見等
目的適合性	暴力団対策法の改正に伴う、暴力団事務所使用差止請求訴訟を行うことができる適格センターの認定について、全国でも比較的早期に国家公安委員会から認定を受けることができた。今後も、法の改正や社会情勢の変化に素早い対応をし、適正な業務の遂行を心掛けていく。	◎	暴力団対策法が改正され、住民に代わって暴力団事務所使用差止請求訴訟を行うことができる適格センターの認定について、新たに国家公安委員会から認定を受けなければならなかったところ、素早い対応を取って早期に認定を受けるなど、法の改正、社会情勢等の変化への対応が適正に行われている。
計画性	社会経済情勢の変化により、基本財産運用収入や賛助金収入の増減に影響を受けるため、それら変化を素早く把握し、それに対応した計画を立て事業を推進していく。また、いつ発生するか分からない暴力団の対立抗争や暴力団情勢にも素早く対応する必要がある。	◎	計画的に事業が行われており、定期的に計画変更の見直しの必要性についても検討が行われている。今後も、社会経済情勢等の変化や突発的な事象に素早く対応し健全な事業を推進していただきたい。
組織運営の健全性	企業等からの取引先の暴力団関係の有無等に関する相談の増加に伴って、個人情報の取扱件数が増加していることから、個人情報の取扱いを慎重に行い情報漏洩事案等の絶無に努めている。今後も内部管理体制の確立に努めていく。	○	各種規程を策定し、内部監査を実施するなど概ね良好と認められる。当センターには、設立時に県をはじめ各市町村から公金が出捐されていることを踏まえ、より健全な運営に努めていただきたい。
経営の効率性	最近の超低金利のため、基本財産運用による利息収入だけでは事業資金確保が困難であることから、安全・適正な運用を確保しながら、効率的な運用のための見直しを図っていく。	○	最近の経済情勢から、基本財産運用による利息収入での事業資金の確保が難しくなっている現状から、経費削減についての検討を行い、不断の経営の効率化に努めていく必要がある。
財務状況の健全性	県からの財政支援は受けておらず、また、借入金もなく、自主財源が確保されている。	◎	暴力団対策法改正による、暴力団事務所使用差止請求訴訟を行う適格センター認定のための経理的基礎の確保について、県からの補助金等を受けることなく自主財源で経理的基礎を確保し認定を受けることができたが、今後、同事業を行うことになれば大きな支出を伴うことになる。暴力団事務所使用差止請求業務のみならず、すべての業務を持続的・安定的に行うため、経営基盤を強化していく必要がある。

参考 財務情報

① 正味財産増減計算書

(単位:千円、%)

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	対前年度比	
一般正味財産の部	経常収益	基本財産運用益	10,779	11,871	11,895	100.20
		受託事業収益	1,770	1,820	1,750	96.15
		賛助金収入	13,423	13,670	13,463	98.49
		寄付金収入	5	50		
		雑収入	8	12	12	100.00
		経常収益計	25,985	27,423	27,120	98.90
	経常費用	事業費	20,150	19,543	18,333	93.81
		管理費	6,561	7,055	6,958	98.63
		その他				
		(うち役員人件費)	3,996	3,996	3,996	100.00
		(うち職員人件費)	6,678	6,696	6,696	100.00
		(うち減価償却費)	23	23	23	100.00
	経常費用計	26,711	26,598	25,291	95.09	
	評価損益調整前当期経常増減額	▲ 726	825	1,829	221.70	
	評価損益等					
当期経常増減額	▲ 726	825	1,829	221.70		
減の部	経常外収益					
	経常外費用					
当期経常外増減額						
当期一般正味財産増減額	▲ 726	825	1,829	221.70		
一般正味財産期末残高	15,876	16,701	18,530	110.95		
指定正味財産の部	当期指定正味財産増減額					
	当期指定正味財産期末残高	715,000	715,000	715,000	100.00	
正味財産期末残高	730,876	731,701	733,530	100.25		

② 貸借対照表

(単位:千円、%)

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	対前年度比
資産の部	流動資産	7,263	6,215	7,067	113.71
	固定資産	729,046	730,123	731,506	100.19
	(うち基本財産)	715,000	715,000	715,000	100.00
	(うち特定資産)	13,478	14,578	15,983	109.64
	(うちその他の固定資産)	568	545	523	95.96
資産合計	736,309	736,338	738,573	100.30	
負債の部	流動負債	1,838	465	988	212.47
	(うち短期借入金)				
	固定負債	3,596	4,172	4,055	102.89
	(うち長期借入金)				
負債合計	5,434	4,637	5,043	91.95	
(うち有利子負債の額)					
正味財産の部	指定正味財産	715,000	715,000	715,000	100.00
	(うち基本財産への充当額)	715,000	715,000	715,000	100.00
	(うち特定資産への充当額)				
	一般正味財産	15,876	16,701	18,530	110.95
	(うち基本財産への充当額)				
(うち特定資産への充当額)	9,882	10,405	11,748	112.91	
正味財産合計	730,876	731,701	733,530	100.25	
負債及び正味財産合計	736,310	736,338	738,573	100.30	

③ 借入金の状況

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
前年度末借入金残高	県		
	金融機関		
	その他		
	計		
当該年度借入額(新規)	県		
	金融機関		
	その他		
	計		
当該年度元金償還額	県		
	金融機関		
	その他		
	計		
当該年度借入金残高	県		
	金融機関		
	その他		
	計		

④ 債務保証・損失補償の状況

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
債務保証に係る債務残高	県		
	国		
	他の地方公共団体		
	計		
債務保証の内容			
損失補償に係る債務残高	県		
	国		
	他の地方公共団体		
	計		
損失補償の内容			